新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へ ≪介護保険料の減免のお知らせ≫

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する第1号被保険者で、一定の要件に該当する場合は、介護保険料が減免されます。

対象となる被保険者

- ① 感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ② 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山 林収入、給与収入)の減少し、以下の要件すべてに該当する第1号被保険者

要件

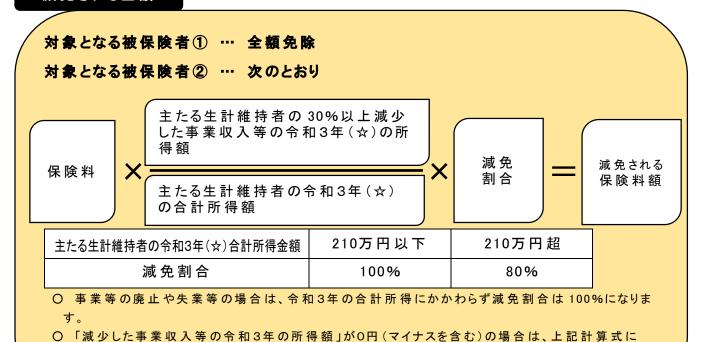
ア 事業収入等のうち、いずれかの収入が前年と比べて30%以上減少していること 《事業収入等の計算には、国や県や市から受給した給付金(持続化給付金、いまばり エール支援金、家賃支援給付金等)は、含みません。》

イ 減少した事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免対象保険料

令和4年度分の介護保険料であって、<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までに</u> 納期限が到来する保険料

減免される金額



あてると減免される保険料額は0円となりますので、あらかじめご了承ください。

- (1)減免申請書
- (2)事業収入等の状況申告書
- (3)添付書類(減免事由を確認できるもの)
 - ・対象被保険者①に該当する場合 死亡診断書の写し、医師の診断書など
 - ・対象被保険者②に該当する場合 令和3年の収入がわかるもの … 確定申告書(控)、源泉徴収票など 令和4年の収入がわかるもの … 確定申告書(控)、源泉徴収票など
 - ・事業の廃止や失業の場合 それを証明できるもの ··· 廃業届の写し、退職証明書、解雇通知書、 雇用保険受給資格者証など
 - ・<u>持続化給付金等</u>を国や地方自治体から受給した場合 収支内訳書や所得税青色申告決算書、または振込通知書など金額が わかる書類の写し
 - ・保険金・損害賠償金等の受け取りがあった場合 金額がわかる書類の写し
 - ※添付書類等は、原本ではなく、コピーを添付してください。

申請方法

減免申請書及び事業収入等の状況申告書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に、市民税課(市役所第2別館2階35番窓口)又は支所住民サービス課まで提出してください。

なお、郵送による申請も受付しております。申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードが可能です。

※申請にかかるコピーや郵便等の費用については、ご自身でご負担願います。

申請受付期間

令和5年7月3日から令和6年2月29日まで

お問い合わせ

今治市役所 市民税課 国保介護賦課係

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

電話:0898-36-1510(直通) FAX:0898-32-5211(代表)

メールアドレス: siminzei@imabari-city.jp

ホームページアドレス: https://www.city.imabari.ehime.jp/siminzei/